

# 7月は 同和問題啓発強調月間

同和問題を正しく知ろう  
正しく知り、問題と向き合うことで  
解決に向けて自分にできることを想像してみませんか

## ●同和問題（部落差別）を知っていますか

同和問題とは、封建時代の身分制度や人びとの意識の中につくられた歴史的・社会的な差別が、今もなお、さまざまな形で残っている重大な社会問題であり、ほかの国には存在しない、日本特有の人権問題です。

かつて、日本国民の一部の人たちが作画的に、住む場所や仕事、結婚など日常生活で、厳しい制限を受け、差別されてきました。そういった人が、住まわされていた場所が同和地区や被差別部落などと呼ばれ、そこで生活する人への差別や偏見などを同和問題や部落差別といいます。

私たちは誰しもが生まれる場所を選ぶことはできません。つまり、同和問題とは、本人には何の原因も責任もないことで不平等や不利益を強いられ、自由と平等が侵害される不合理な人権問題なのです。

## ●同和問題や差別のことを考えよう

想像してみてください。もし、自分が生まれた地域を理由に、就職の際に不利益を受けたり、

婚約を破棄されたりした場合、どのように感じますか。きっとどんな人でも「どうして?」「なぜ?」と悲しい気持ちになったり、そのようなことはあつてはならないと思ったりするはずで。しかし、実際に、同和地区や被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるという理由だけで、いわれない差別や不当な扱いを受けている人がいます。これが同和問題です。同和問題と聞くと、「難しそう」、「自分にはあまり関係ない」と捉え、知らず知らずに見て見ぬふりをする人も少なくありません。しかし本当にそれでよいのでしょうか。もし、家族や友人または自分自身が同じように差別されたらあなたは どう思いますか。また、そんな差別があたりまえにある世の中で本当にいいのでしょうか。この機会に同和問題を知るとともに、差別のことを考えてみましょう。

## ●どんな差別が起きているのかを知ろう

最近では、同和問題と聞くと「同和問題はもうなくなった」と

認識している人もいます。しかし、平成29年度に内閣府が行った調査によると、「同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか?」という質問に対して、結婚問題で周囲の反対を受けるが40.1%、差別的な言動をされるという回答が27.9%という結果でした。この結果からも、同和問題がいまだにわかっていないということがわかります。

近年ではインターネットの普及に伴い、インターネットの匿名性を悪用して、電子掲示板などに面白半分で同和地区の地名やその地域に多い姓などを掲載する差別書き込みなどが起こっており、問題となっています。特にインターネット上に拡散された情報は、完全に削除することが困難であり、うその情報だったとしても、多くの人を傷つける無責任で極めて悪質なものです。そのほかにも、企業が採用時に調査会社に依頼して、応募者の親族状況などを調べたり、地方自治体などに特定の地区が同和地区かどうか調査したりする身元調査事件の発生が確認されています。こうした差別

事件の発生を防ぐためにも、私たち一人ひとりが同和問題に関して、どんな差別が起こっているのかを知るとともに、同和問題はいまだにあるとはつきり認識することが大切です。

### ●ほうっておいても差別はなくならない

同和問題の解決を目指すうえで「ほうっておけば差別はいつかなくなる」と考える人がいます。これは「寝た子を起こすな」という考え方であり、同和問題を学習する中でよく耳にします。本当にほうっておいて差別はなくなるのでしょうか。もし本当にそうであれば、同和問題はもうなくなっているはずですが、同和問題の解決に必要なことは、無関心ではなく、正しい理解と差別を決して許さないという気持ちです。無関心はさらなる差別を助長してしまうのです。実際に同和問題に無関心であったり、よく知らなかったりすると、偏見や差別を目にした際に気付くことができなくなります。こうした同和問題を正しく理解していない点につけこんだ「えせ

同和行為」というものがあります。これは、同和問題を怖いものという誤った認識に乘じ、同和問題を口実にして、不当な寄付金などを強要するものです。こうした行為をばびこらせないためにも、同和問題に対する正しい理解と認識を持つことが重要なのです。

### ●「部落差別解消法」と「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」

今もなお、なくならない同和問題や部落差別に関する深刻な状況を踏まえ、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「部落差別解消法」が施行されました。この法律の意義は、今日の部落差別の存在を認め、部落差別は許されないものであることを明らかにしたことです。そして、差別をなくすことは私たち一人ひとりの課題であり、差別を解消する必要性に理解を深めるよう努めなければならぬと法律に示しています。また、福岡県でも部落差別のない社会を実現することを目的に、平成31年3

月に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。この条例には、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実や教育・啓発に取り組むことや、県民・事業者は、結婚・就職に際しての部落差別事象の発生につながる行為をしてはいけないなどが示されています。

### ●同和問題の解決を目指して

同和問題の解決にむけて、今私たちに求められていることは、実際に起きている差別と正面向き合うことです。同和問題の解決に自然消滅など決してありません。もう一度想像してみてください。もし、自分がいわれない理由や原因で不当な扱いを受け、差別されているのに対して、周りの人から見えて見ぬふりをされたらどう思いますか。差別を見て見ぬふりをする、関係ないと思うということ、もはや差別に加担しているのと同じなのです。そして誰かの人権が侵害されているのに、無関心や知らないふりをする社会ではきっと差別はなくならな

いだけではなく、いつしか新たな差別の発生につながってしまいます。同和問題は誰かの問題ではありません。私たち一人ひとりの問題であり、解決しなければならぬ課題なのです。7月は同和問題啓発強調月間です。この機会に一人ひとりが家庭や地域、職場などで同和問題のことを考え、解決にむけ、今の自分に何ができるか想像してみませんか。

### 同和問題啓発強調月間のお知らせ

#### ■芦屋町人権講演会

(オンライン開催)

▽とき 7月1日(金)～31日(土)

※オンライン開催

(録画配信)とな

ります。詳しく

は、広報あしや

7月号に折り込

んでいるチラシ

をご覧ください。

#### ■人権パネル展示

▽とき 7月1日(金)～30日(金)

▽ところ 役場 1階ロビー

▽問い合わせ 社会教育係

(☎2233局3546)

